

墨田区墨田母子生活ホーム指定管理者応募事業者提案概要

項目	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上 (1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援マニュアルやガイドラインに沿って統一した支援を行う。 ・ 担当者は支援内容を日誌に記録し、重要な情報は職員間で共有する。
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時の面談等により母子それぞれに自立支援計画を作成し、その後も定期的な面談により利用者の実態に合った柔軟な支援を行う。併せて、関係機関との連携を図りながら、自立に向けて効果的な支援を実施する。 ・ 母親への支援については、日常生活支援、精神的な支援、就労支援等の利用者の状況に応じた段階的な支援を行う。子どもたちへの支援については、乳幼児、小学生、中学生等の発達・成長段階に適した支援を行うとともに、学力向上を図るため学習会を開催する。 ・ 緊急に保護を必要とする区内在住の母子等が一時的に施設を利用できる緊急一時保護事業を行う。
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理担当専門員の派遣実施により、心理的な課題を抱える利用者へ専門的な支援を行うことで、自立に向けた支援の更なる充実を図る。加えて同専門員から職員が支援方法等の助言を受けることにより、支援体制の強化を図る。 ・ 利用者が退所した後も地域社会において自立した生活を送るための支援を行う。関係機関とのネットワークを活用し、アフターケア担当職員の支援計画に基づく訪問相談等を行う。
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見箱の設置や定期的な面談等の実施により広聴環境を整え、収集した意見・要望について検討し事業の見直しや改善を行い、サービス向上につなげる。 ・ 第三者評価の受審、利用者アンケートの実施により、課題を整理・検討し、業務改善に取り組む。
(5) 自立支援計画を入所者ごとに適切に策定できる環境を整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯に常勤職員2名を担当者として配置することで、利用者とは担当職員間のコミュニケーションを円滑にし、個々のニーズを的確に捉えた自立支援計画を策定する。また、策定後も定期的な面談を実施することにより、利用者の変化を的確に把握するなど、きめ細かな支援を行うことで利用者が安心して自立できる環境を常に維持する。
(6) 利用者に合わせた支援事業が充実しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間行事を通じて、基本的な生活習慣や集団の中での社会性を身につけてもらい、実社会でも活かせるよう支援する。併せて利用者の個々の様子や親子関係を把握し、日々の支援に活用する。 ・ 就労中の母親が残業等で帰宅が遅くなる場合や、子どもが発熱しても仕事を休めない場合に職員が子どもを預かる。 ・ 利用者親子と職員が協同で野菜を栽培・収穫し、調理して食べるという体験を通じて、親子で食をとる大切さを伝えるなど食育を推進する。
2 効率的・効果的な施設の運営 (1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に傾聴を行い、コミュニケーションを大切にして、個々の実態にあった自立促進のための支援を行う。 ・ 利用者の退所後の生活を見据え、町会が行う地域行事へ施設利用中からの参加を促し、地域社会の中で孤立せずに自立した生活を送ることが出来るように支援を行う。
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入及び委託業者の選定は、原則として複数社の見積りにより比較検討し、低価格で良質な物品購入及び適正価格での契約締結を行う。 ・ 光熱水費についてはエコマネージャーを中心に職員全員でこまめな省エネ活動を励行する。
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料（提案額）：48,665,000円
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用は、区内居住者を優先し、区民の雇用促進を図る。 ・ 物品購入及び委託事業者の選定は区内事業者を原則とし、地域経済に貢献する。
(5) 施設の維持管理及び衛生管理について、内容は充実しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備等改修工事については計画的に進め、簡易な修繕については施設管理員を中心に職員が自ら行う。 ・ 清掃箇所チェックリストを用いて効率的な清掃を行う。

墨田区墨田母子生活ホーム指定管理者応募事業者提案概要

項目	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
<p>(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか</p>	<p>墨田区社会福祉事業団（法人単位）の流動比率 （流動資産÷流動負債×100） 平成30年度：258%、令和元年度：276% 墨田区社会福祉事業団（法人単位）の資産総額 平成30年度末：3億8,655万1,623円、令和元年度末：4億1,324万7,421円</p>
<p>(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か</p>	<p>・「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に定められている配置すべき常勤職員である、施設長・少年指導員兼事務員・個別対応職員・調理員又はこれに代わる者(各1名)、母子支援員2名の計6名及び非常勤職員として嘱託医（1名）を配置する。そのほか、同条例の定めにはないが非常勤職員として保育補助員・学習指導員・施設管理員(各1名)を配置する。 ・夜間と年末年始を除いて常勤職員が常駐する。常勤職員が不在となる期間については管理人が常駐し、緊急時の対応を行う。</p>
<p>(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か</p>	<p>・管理責任者（施設長）は社会福祉士の資格を有し、母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者など、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に定められている基準を満たす者で、墨田区社会福祉事業団の管理職から選任する。 ・人材育成に重点を置き、職層研修や職能研修など体系的な研修を受講させるだけでなく、職場内研修を充実させ、利用者支援のスキルアップを図り、即戦力となる人材を育てる。 ・心理担当専門員の導入により、職員の心理的支援スキルの向上を図る。</p>
<p>(4) 個人情報の保護を徹底する体制が整っているか</p>	<p>・個人情報保護規程及び情報公開規程を遵守する。 ・個人情報の保護については、個人情報の記載がある書類の厳重な保管やUSBメモリ等の機器管理を徹底する。</p>
<p>(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か</p>	<p>【危機管理体制】消防計画・洪水時等の避難確保計画・侵入者不審者対応マニュアル等に基づいて、様々な状況を想定した訓練を実施する。 【感染症に関する対応】感染症発生時・感染症事前予防対策マニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症事業継続にかかる対応マニュアルを随時更新し、適宜対応する。 【苦情処理体制】苦情申出窓口を設置するとともに、施設内掲示等にて利用者に周知する。受理した苦情については苦情解決要綱により対応する。</p>
<p>(6) 同種事業に関する他の自治体での実績の有無、本区での実績の有無</p>	<p>本区での実績(令和2年度現在：指定管理者) ・すみだ福祉保健センター、墨田区墨田母子生活ホーム、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター、梅若ゆうゆう館、すみだステップハウスおおぞらで指定管理者として施設の運営を行っている。 ・墨田区墨田母子生活ホーム指定管理者(平成18年度～令和2年度)</p>

3
事業計画の遂行能力